

	擁護者による障害者虐待	障害者福祉施設従業者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待 〈参考〉都道府県労働局の対応
	市区町村等への相談・通報件数	4,458件(4,635件)	1,746件(1,860件)
	被虐待者数	1,685件(1,811件)	525件(455件)

(注1) 上記は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回調査(平成25年4月1日から平成26年3月31日までのもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、平成27年8月27日大臣官房地方課企画室のデータを引用。

	擁護者による障害者虐待	障害者福祉施設従業者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待 〈参考〉都道府県労働局の対応
	市区町村等への相談・通報件数	4,450件(4,458件)	2,160件(1,746件)
	被虐待者数	1,615件(1,695件)	569件(525件)

(注1) 上記は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回調査(平成25年4月1日から平成27年3月31日のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、平成28年7月27日労働基準局労働関係法課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「虐待件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

▲障害者虐待の件数(厚生労働省HPより)。上表:2014年度調査結果 下表:2015年度調査結果

10月で施行後5年が経過しました

■これからに向け

「障害者虐待防止法」は、昨年10月で施行後5年が経過しました。その意味でも、「生産性」「効率性」を障害者福祉の現場に求める今の制度を根本的に改める必要があると思います。ゆとりのない職場環境では、職員の支援がだんだんと力なくや威圧的な態度になってしまふこともあります。始めは小さな不適切な対応が、徐々にエスカレートしていくケースが増えてきていると考えられます。

虐待防止には人権感覚と感性を高めることが大切だと言われています。虐待に関するセルフチェックシートなどを活用したり、外部の研修に出かけたり、なにかできることを一つずつ始めるなどで、気づきや仕事の振り返りができると思います。

所の障害者の大量解雇問題などはその典型事例です。そのようななか、障害に対する専門知識や経験の乏しい職員が、十分な学習や研修の機会がないまま現場で障害のある人の支援をするような場面も多くなっています。なぜなら、

そういう意味でも、「生産性」「効率性」を障害者福祉の現場に求める今の制度を根本的に改める必要があると思います。ゆとりのない職場環境では、職員の支援がだんだんと力なくや威圧的な態度になってしまふこともあります。始めは小さな不適切な対応が、徐々にエスカレートしていき虐待事例になつて発覚していきます。

虐待防止には人権感覚と感性を高めることが大切だと言われています。虐待に関するセルフチェックシートなどを活用したり、外部の研修に出かけたり、なにかできることを一つずつ始めるなどで、気づきや仕事の振り返りができる

と思います。

栗津浩一（あわづひろかず）
きょうさん京都支部支部長

■障害者権利条約とともに

「障害者虐待防止法」には「障害者権利条約」の理念がしっかりと反映されています。「障害者権利条約」で障害のある人の権利がしっかりと保障される社会が実現できれば、障害者虐待防止法が必要ない時代もやがて来るはずです。これからもそんな社会の実現をめざしてみなさんといっしょにがんばっていけたらと思います。

■虐待とは ■後を絶たない ■障害者施設での虐待

や傷害罪、強制わいせつ罪などの既存の刑法等に照らして裁きを受けるのは当然のことです。

使用者による障害者虐待
〈参考〉都道府県労働局の対応

虐待が認められた事業所数	被虐待者数
299事業所(253事業所)	483件(393件)

法律の名称は略して「障害者虐待防止法」と呼ばれています。2012年10月に施行されました。「虐待」を防止する法律としては、2000年の「児童虐待防止法」、2006年の「高齢者虐待防止法」に統いて3番目の法律です。目的は虐待を行つた人を「取

り除いて罰する事」ではなく、なにをおいても「虐待を防止することです。

■障害者虐待に関する法律

みなさんは「虐待」という文字を見てなにを想像しますか。「あつてはならないこと」「私はしない」等、いろんなことが頭に浮かぶのではないかでしょうか。「虐待」とは、一言で言うと「立場の弱い者に対して、立場の強い者が酷い扱いをすること」と定義できます。

今月のテーマ

障害者虐待のない社会をめざして

News Nav
ニュースナビ
2018年2月号

■障害者虐待の定義と類型

しまい、うまく機能していない場合があるのも現実です。また、通報したもの「虐待でなかつたらどうしよう」や、「虐待者や周りの人から、あの人を通報したのではと思われるのではないか」など、さまざまな不安がよぎるのも確かです。

「虐待」であるかどうかは通報者が判断するのではなく、行政も含めた専門家チームによる合議で客観的に判定を行い、その後に適切な支援が実施されます。同時に、通報したかが明らかになることはありません。施設従事者についても、「通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取り扱いを受けない」と明記されています。しかしながら障害者施設での虐待を通報した職員が自らテレビなどの取材を受け証言したケースで、施設側から損害賠償請求をされる事態も起こっています。他にも施設側から自主退職に追い込まれるケースなど、法律の理念から逸脱した看過できない事例も起こっています。

「虐待」と認定された場合の虐待者は、その内容により、暴行罪としてもハーデルが高く感じられて

いました。附則には、施行後3年を目途に見直しを行うことになつていまですが、未だに行われていません。この間起つた虐待認定の事例や現状等をしっかりと分析し、早急に法律の見直しに着手すべきです。とりわけ、通報義務の対象に病院、学校、保育所、官公署が入つていいことは問題です。また、精神科病棟における虐待については、その実態を把握するための調査が求められます。

この間多発している「通報者に対する不利益取り扱い」がなされないような法的な保護も求められます。精神科病棟における虐待は、「精神科病棟における虐待」には「精神科病棟における虐待」と反映されています。「精神科病棟における虐待」で障害のある人の権利がしっかりと保障される社会が実現できれば、精神科病棟における虐待が必ずしも時代もやがて来るはずです。これからもそんな社会の実現をめざしてみなさんといっしょにがんばっていけたらと思います。

「精神科病棟における虐待」には「精神科病棟における虐待」と反映されています。「精神科病棟における虐待」で障害のある人の権利がしっかりと保障される社会が実現できれば、精神科病棟における虐待が必ずしも時代もやがて来るはずです。これからもそんな社会の実現をめざしてみなさんといっしょにがんばっていけたらと思います。

「精神科病棟における虐待」には「精神科病棟における虐待」と反映されています。「精神科病棟における虐待」で障害のある人の権利がしっかりと保障される社会が実現できれば、精神科病棟における虐待が必ずしも時代もやがて来るはずです。これからもそんな社会の実現をめざしてみなさんといっしょにがんばっていけたらと思います。